

平成 23 年 度

定期 監 査 (第 3 次) 結 果 報 告 書

平成 24 年 3 月 19 日

北 見 市 監 査 委 員

平成23年度 第3次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成23年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 秘書課
- 総務部 車両課
- 市民環境部 戸籍住民課、国民年金主幹
- 保健福祉部 国保医療課、保育課小泉保育園（現地監査）
- 都市建設部 都市計画課
- 学校教育部 小泉小学校（現地監査）、豊地小学校（現地監査）、北光中学校（現地監査）
- 社会教育部 青少年課南仲町児童センター（現地監査）
- 議会事務局 庶務課、議事課

2 監査の期間

平成24年1月18日(水)から平成24年3月16日(金)
(現地監査は、平成24年2月14日(火)に実施)

3 監査の主眼及び方法

平成23年4月から平成23年12月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認した。

支出関係にかかる伝票及び関係書類の事務処理において、単純な誤りなどはかなり改善されてきているが、まだ、一部の部局について、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなどがみられた。

また、今回の定期監査においては、出張命令票の備考欄への記載において、必要事項の記載もれ、記載不備が多くみられた。

これらについては、いずれも決裁段階での課長・係長における確認作業を行うことで防げる事項と考える。

支出関係等の一連の財務事務に関しては、関係法令等を遵守し、適正な事務・事業の執行に努めること。

監査の結果に基づき講じた措置(平成24年5月1日公表)

次のとおり市長から、平成23年度定期監査(第3次)結果に基づく措置の通知がありました。

平成23年度定期監査(第3次)結果の内容	市長が講じた措置
<p>○ 支出関係にかかる事務処理について 支出関係にかかる伝票及び関係書類の事務処理において、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものがみられた。</p> <p>○出張命令票の記載について 出張命令票の備考欄への記載において、必要事項の記載もれ、記載不備が多くみられた。</p>	<p>平成24年4月16日開催の定例部長会議において、平成23年度第3次定期監査における指摘・指導事項の報告を行ったところであり、今後においても適正な事務処理を行うよう周知を図るとともに、財務規則等の研修会などにより、事務の徹底を図る。</p> <p>平成24年4月16日開催の定例部長会議において、平成23年度第3次定期監査における指摘・指導事項の報告を行ったところであり、今後においても適正な事務処理を行うよう周知を図るとともに、財務規則等の研修会などにより、備考欄に記載する必要事項等についての徹底を図る。</p>